

3 階病棟の光熱水費のご負担について

厚生労働省の指導により、3 階（回復期リハビリテーション）病棟に入院している 65 歳以上の方は、1 日 4 3 0 円の光熱水費をご負担いただきます。

ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、負担を求めません。

お問い合わせは
ご加入の保険者まで

- ◆健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- ◆国民健康保険組合
- ◆各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- ◆お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

※65 歳未満の方や、2 階病棟に入院されている方は対象外です